

会 議 開 催 案 内 （公開）

岩手県特別職報酬等審議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

令和7年11月7日

記

- 1 開催日時 令和7年11月12日（水）午前10時00分から
- 2 開催場所 岩手県庁12階特別会議室
（住所：岩手県盛岡市内丸10番1号）
- 3 議 題
議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について
- 4 傍聴定員 10人程度
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
 - (2) 受付開始時間は、当日午前9時30分からです。
 - (3) 会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
 - (4) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第締め切りますので、御了承ください。
- 6 問合せ先
岩手県総務部人事課給与制度担当
電話 019-629-5079
e-mail: AH0002@pref.iwate.jp

傍 聴 要 領

岩手県特別職報酬等審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第締め切ります。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 3に記載する事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。